

事務連絡  
令和3年 1月 25日

各府省庁  
国家戦略特区担当者 様

内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区における規制の特例措置の全国展開に係る検討要請について（依頼）

## 1 背景

国家戦略特別区域基本方針（平成26年2月25日閣議決定、令和2年10月30日一部変更）においては、規制改革等の施策の推進に関する基本的考え方として、「国家戦略特区において措置された規制の特例措置は、その実施状況等について適切な評価を行い、当該評価に基づき、その成果を全国に広げていくことが必要である。このため、PDCAサイクルに基づく評価において、規制の特例措置についての評価に基づき、特区ごとの改革競争を通じて全国展開が促進されるような仕組みを構築する。さらに、特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進めるなど、全国展開を加速化させる。」とされているところです。

つきましては、規制の特例措置の創設から一定期間が経過しているものについて、関係府省庁に当該特例措置の全国展開に係る検討を要請させていただきます。

## 2 規制の特例措置の全国展開の検討に係る対応

全国展開の検討要請を行う規制の特例措置のうち、国家戦略特区ワーキンググループ（WG）による規制所管省庁からのヒアリングや国家戦略特別区域諮問会議における規制所管担当大臣等が参加した上での調査審議を通じて、全国展開の実現に向けた検討が行われる場合があります。

## 3 作業内容

(1) 規制の特例措置の全国展開に対する各府省庁の回答作成  
別添の回答様式に記載の上、提出をお願いします。

- ① 回答様式：別添エクセルファイル
- ② 記載要領：「4 回答の記載要領」参照
- ③ 回答期限：令和3年2月24日（月）16:00
- ④ 提出先：地方創生推進事務局 各府省庁担当者宛て

(2) 担当者の連絡先について

当事務局から内容確認等をする場合の連絡先（貴府省庁の担当者の所属、氏名、電話番号、メールアドレス）を必ず様式に記入願います。

#### 4 回答の記載要領

提案に対する回答の作成は、次の①～④を踏まえた記載をお願いします。

- ① 国家戦略特別区域基本方針には「特例措置の活用から一定期間が経過し、特段の弊害のない特区の成果については、全国展開に向けた検討を重点的に進める」とされていることを受けて、全国展開を実現するという方向で、前向きに回答をお願いします。
- ② 回答にあたり、資料（ポンチ絵等）がございましたら併せて提出願います。
- ③ 全国展開について対応不可と回答する場合は、その理由を具体的に記載してください。特に、規制の特例措置を全国展開することによる弊害がある場合は、具体的に記載してください。
- ④ 複数の規制の特例措置に対して回答を作成する場合は、回答が同一となる場合（同じ回答を繰り返される場合）であっても、回答セルの結合や「同上」という省略した記載は行わずに、回答の欄に個々に記載をお願いします。

#### 【担当者連絡先（提出先）】

内閣府地方創生推進事務局 ●●

電 話：03-5510-●●●●

メールアドレス：●●●●●●●●